平成 25 年 9 月 12 日招集

平成 25 年 第 3 回燕市議会定例会議案

新潟県燕市

—— 目 次 -

認定第	1	号	平成24年度燕市一般会計歳入歳出決算の認定について(内容別冊)一	- 1頁
認定第	2	号	平成24年度燕市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
			(内容別冊)	- 2頁
認定第	3	号	平成24年度燕市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	•
			(内容別冊)	- 3頁
認定第	4	号	平成24年度燕市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
			(内容別冊)	- 4頁
認定第	5	号	平成24年度燕市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	•
			(内容別冊)	- 5頁
認定第	6	号	平成24年度燕市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	
			(内容別冊)	- 6頁
認定第	7	号	平成24年度燕市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につい	て
			(内容別冊)	- 7頁
認定第	8	号	平成24年度燕市温泉保養センター特別会計歳入歳出決算の認定につい	て
			(内容別冊)	- 8頁
認定第	9	号	平成24年度燕市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
			(内容別冊)	- 9頁
諮問第	6	号	人権擁護委員候補者の推薦について	- 10 頁
議案第	74	号	契約の締結について(新分水消防署建設工事(建築))	11 頁
議案第	75	号	燕市温泉保養センター条例の一部改正について	- 12 頁
議案第	76	号	燕市ふれあい交流センター条例の一部改正について	- 15 頁
議案第	77	号	燕市道の駅「国上」直販施設条例の一部改正について	- 18 頁
議案第	78	号	燕市農村環境改善センター条例の一部改正について	21 頁
議案第	79	号	新潟市と燕市の境界変更の申請について	- 24 頁
議案第	80	号	字の変更について	- 27 頁
議案第	81	号	字の区域及び名称の変更について	35 頁
議案第	82	号	市道路線の認定について	- 38 頁
議案第	83	号	平成25年度燕市一般会計補正予算(第4号)	- 別冊

議案第	84	号	平成25年度燕市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第	85	号	平成25年度燕市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第	86	号	平成25年度燕市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)————	別冊

平成24年度燕市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成24年度燕市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成24年度燕市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成24年度燕市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成24年度燕市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成24年度燕市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成24年度燕市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成24年度燕市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成24年度燕市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成24年度燕市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成24年度燕市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

平成24年度燕市土地取得特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成24年度燕市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成24年度燕市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成24年度燕市温泉保養センター特別会計歳入歳出決算の認定について

平成24年度燕市温泉保養センター特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり 監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成24年度燕市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成24年度燕市水道事業会計剰余金の処分及び決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

諮問第 6 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和 24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

> 平成 2 5 年 9 月 1 2 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

> > 記

住 所 燕市東太田3574番地1

氏 名 杉山博人

昭和23年9月3日生

議案第 74 号

契約の締結について

新分水消防署建設工事(建築)について、次のとおり請負契約を締結したいので議会の議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 2 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

契 約 名	新分水消防署建設工事(建築)
契 約 金 額	一金365,400,00円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額17,400,000円)
契 約 の相 手 方	小柳建設・丸い 新分水消防署建築特定共同企業体 代表 新潟県燕市井土巻四丁目 21 番地 小柳建設株式会社 燕営業所 所長 高橋 太弦

議案第 75 号

燕市温泉保養センター条例の一部改正について

燕市温泉保養センター条例(平成18年燕市条例第136号)の一部を 次のように改正するものとする。

> 平成 2 5 年 9 月 1 2 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

燕市温泉保養センター条例の一部を改正する条例

燕市温泉保養センター条例(平成 18 年燕市条例第 136 号)の一部を次のように改正する。

第3条中「置く」を「置くことができる」に改める。

第9条を第13条とし、第8条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、温泉保養センターの管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に温泉保養センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第 10 条 前条の規定により指定管理者に温泉保養センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
 - (1) 温泉保養センターの利用に関する業務
 - (2) 温泉保養センターの規律の確保に関する業務
 - (3) 温泉保養センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (4) その他温泉保養センターの管理運営に必要な業務
- 2 前項の業務を行う場合において、第4条の規定中「市長」とあるのは 「指定管理者」として、この規定を適用する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 11 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに燕市 公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 18 年燕市条 例第 68 号)に定めるところに従い、適正に温泉保養センターの管理を行 わなければならない。

(利用料金)

第12条 第9条の規定により指定管理者に温泉保養センターの管理を行 わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、利用者は、利用料金を指定 管理者に納入しなければならない。

- 2 前項の利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める使用料等の額の範囲 内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い後納させることができる。
- 5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定め る基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

別表第1及び別表第2中「(第5条関係)」を「(第5条、第12条関係)」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市ふれあい交流センター条例の一部改正について

燕市ふれあい交流センター条例 (平成18年燕市条例第144号) の一部 を次のように改正するものとする。

> 平成 2 5 年 9 月 1 2 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

燕市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例

燕市ふれあい交流センター条例(平成18年燕市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条中「置く」を「置くことができる」に改める。

第9条第2項中「市長」を「市」に改める。

第15条を第19条とし、第14条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第 15 条 市長は、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管 理者(以下「指定管理者」という。)に交流センターの管理を行わせること ができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第 16 条 前条の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
 - (1) 交流センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) 交流センターの利用の許可に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
- 2 前項の業務を行う場合において、第6条、第7条、第9条及び第13条第2項 の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用 する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 17 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに燕市公 の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 18 年燕市条例第 68 号)に定めるところに従い、適正に交流センターの管理を行わなければ ならない。

(利用料金)

- 第 18 条 第 15 条の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合は、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、利用者は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。
- 2 前項の利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める使用料の額の範囲内において、指定管理 者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に 従い後納させることができる。
- 5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除 することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める 基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

別表中「(第10条関係)」を「(第10条、第18条関係)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市道の駅「国上」直販施設条例の一部改正について

燕市道の駅「国上」直販施設条例(平成18年燕市条例第146号)の一部を次のように改正するものとする。

平成 2 5 年 9 月 1 2 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

燕市道の駅「国上」直販施設条例の一部を改正する条例

燕市道の駅「国上」直販施設条例(平成18年燕市条例第146号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条中「置く」を「置くことができる」に改める。

第14条を第18条とし、第13条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

- 第 14 条 市長は、直販施設の管理運営上必要があると認めるときは、地方 自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。)に直販施設の管理を行わせることができる。 (指定管理者が行う業務の範囲)
- 第 15 条 前条の規定により指定管理者に直販施設の管理を行わせる場合の 当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
 - (1) 直販施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) 直販施設の利用の許可に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
- 2 前項の業務を行う場合において、第5条、第6条、第7条、第8条及び 第12条第2項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これ らの規定を適用する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 16 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに燕市公 の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 18 年燕市条例第 68 号)に定めるところに従い、適正に直販施設の管理を行わなければなら ない。

(利用料金)

第17条 第14条の規定により指定管理者に直販施設の管理を行わせる場合 は、第9条第1項の規定にかかわらず、利用者は、利用料金を指定管理者 に納めなければならない。

- 2 前項の利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める使用料の額の範囲内において、指定管理 者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に 従い後納させることができる。
- 5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除 することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める 基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

別表中「(第9条関係)」を「(第9条、第17条関係)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

燕市農村環境改善センター条例の一部改正について

燕市農村環境改善センター条例(平成18年燕市条例第143号)の一部 を次のように改正するものとする。

> 平成 2 5 年 9 月 1 2 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

燕市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

燕市農村環境改善センター条例(平成18年燕市条例第143号)の一部を次のように改正する。

第14条を第18条とし、第13条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、改善センターの管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。)に改善センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第15条 前条の規定により指定管理者に改善センターの管理を行わせる場合 の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
 - (1) 改善センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) 改善センターの利用の許可に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
- 2 前項の業務を行う場合において、第5条、第6条及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに燕市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年燕市条例第68号)に定めるところに従い、適正に改善センターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

- 第17条 第14条の規定により指定管理者に改善センターの管理を行わせる場合は、第9条第1項の規定にかかわらず、利用者は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。
- 2 前項の利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 3 利用料金の額は、別表に定める使用料の額の範囲内において、指定管理 者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、後納させることができる。
- 5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除 することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める 基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

別表中「(第9条関係)」を「(第9条、第17条関係)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 79 号

新潟市と燕市の境界変更の申請について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、新潟市と燕市との境界を別紙のとおり変更することを新潟県知事に申請するものとする。

平成 2 5 年 9 月 1 2 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

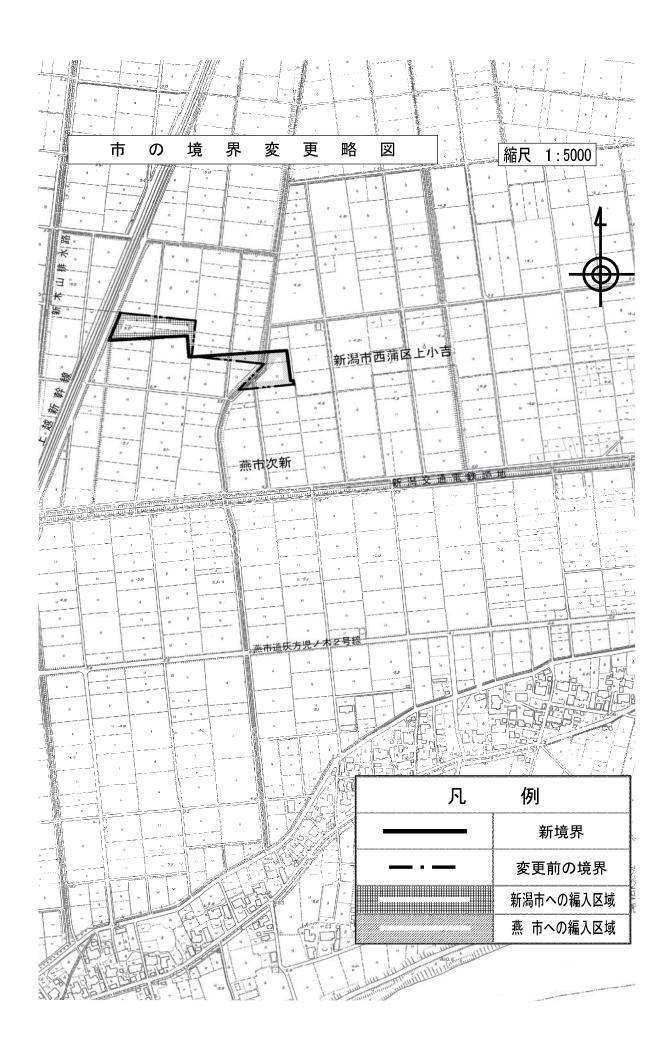
別紙

新潟市に編入する区域

燕市次新字道下1067の一部、1094から1096までの各一部、1097、1098の1の一部、1099の一部、1100の一部、1132の2の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部

燕市に編入する区域

新潟市西蒲区上小吉974の一部、977の一部、978、979の一部、2147の一部、2148の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部



字の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、 当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法(昭和24年法律第 195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の 規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

平成 2 5 年 9 月 1 2 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

別紙(変	文明音/	変	更	 前	変更後
町(大字)	字		—————————————————————————————————————	番	町(大字) 字
四ツ屋	太田	285の1、28 293の1、29 295から299 316の1、31	まで、278から 35の2、2867	ら284まで、 から292まで、 か1、294の2、 う315まで、 から326まで、	四ツ屋
	大田	33301,33		$01, 33201, \\ 01, 33701, \\ 63006$	
	家ノ浦	386の1、38 388の1、38 390の1、39 392の1、39 394の1、39 396の1、39 398の1、39 399の3まで、 402の一部、42 404の2、40 416の1の一部 419の1、42 423の1、42 425の1、42 427の1、42 427の1、42 431の2、43 431の2、43 435の2、43 437の2、43 441の1、44 670の1、67	$egin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	71, 38702, 71, 38902, 71, 39102, 71, 39502, 71, 39702, 71, 39702, 71, 39702, 71, 40302, 71, 42201, 71, 42402, 71, 42402, 71, 42602, 71, 42802, 43101, 72, 43301, 72, 43701, 4001, 44002,	
次新	十間割	92102, 92 92402, 92 92603	B、918の2、9 23の1、923の 25の1、925の	D2, 92401, D2, 92601,	
上児木四ツ屋	船江上 撰田	402の一部、4 406、407の	103の1の一部、 01、408の1、 2の1、413、	1001, 1101 $40401, 405,$ $409, 41001,$ $41401,$	次新
次新	十間割	367、368の 387まで、38 389の2、39 391の2、39 402まで、40 404の2、40 406の3、40	01、368の2、 38の1、388の 00の1、390の 02から395ま 03の1、403の 05の2、405の 07から444ま	の2、389の1、 の2、391の1、 で、398から の2、404の1、 の3、406の2、	

		変	更	前		変更	後
町(大字)	字		地	番		町(大字)	字
次新	十間割	606\$\tau_{\chi}\$\\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	596から6 607の1、 609から6 663から6 679から6 689から7 813のの2、 8430のか8 8430のか8 874、の4 8878のから9 916、918、 916、918 922、からの、 975のの2、 975のの2、 975のの2、 975のの2、 975のの2、	0000000000000000000000000000000000000	08の1、 2の1、 8の1、 8の1、 0から 11、812、 9まで、 の1、 3の1、 の1、 5の1、 の2、 920の1、 920の1、 928の1、 3の1、 928の1、 3の1、 928の1、 3の1、 928の1、 3の1、 93000000000000000000000000000000000000	次新	
	申辰	549から5	58まで、5	<u>3、1037の</u> 59の1から5) 3 59の3まで、		
	埋田	57408 ± 575060 60005 ± 70503 \ 71803 \	573の7、 で、575の 一部、5990 で、601の 706の2、 720の5、	574の6から 4の一部、57 の3、600の 2、704の3 707の2、7 721の2、7	5の5、 3から 、704の4、 108の2、 22の2、		
上児木	道下	1064から 1068から 1096まで 1099の一 1123まで 1126の1 1129の1 1132の2 115206 1158の3 116203 116503 116801	1066 1093 の81124の 部、1127 の3113、 113、 1159 、1163 、1168 、1168 、117 117	10670 1094から 098010 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	部、 一部、 1から 1、 1、 1、 52の5、 3、 3、 3、 3、 3、 1、		

別紙(変	<u> </u>	変 更 前	変更後
町(大字)	字	地 番	町(大字) 字
上児木上小吉	船江下	81の2、82の2、116の2、117の2、 118の2、128の2、129の2、134の2 135の2、138の2、139の2、143 974の一部、977の一部、978、979の一	
四ツ屋	深田	$ \begin{array}{ccccccccccccccccccccccccccccccccc$	2,
次新	十間割	87502, 87602, 87702, 87802 87902, 88003	
	船江上	602, 702 , 802 , 902 , 1002 , 111302 , 1401 h b 1403 t	001, 02, 01, 02, 01, 02, 01, 02, 01,
次新	十間割 埋田	350、351の1、351の2、352の1、 352の2、353から356まで、357の1、 357の2、358の1、358の2、359から 366まで 442の3、443の4、444の3、444の4	
		44503、 44505 、 44602 、 57103575040 一部、 575060 一部、 5760457703	-
下児木	中作	195から208まで、210から225まで、 240から246まで、247の1、247の2、 248の1、248の2、249、250の1、 250の2、252、253、254の1、254 255の1、255の2、256の1、256の2 257の1、257の2、258から282まで 305の6、306の2、307の3、308の3	102, 2,

		変	更	前	変	更後
町(大字)	字		地	番	町(大字) 字
		30903,	31003,	31103	下児木	

及び当該変更に伴う公有地を含む

字変更を必要とした理由

下記土地改良事業の施行により、当市の区域内の字を変更し整理するものである。

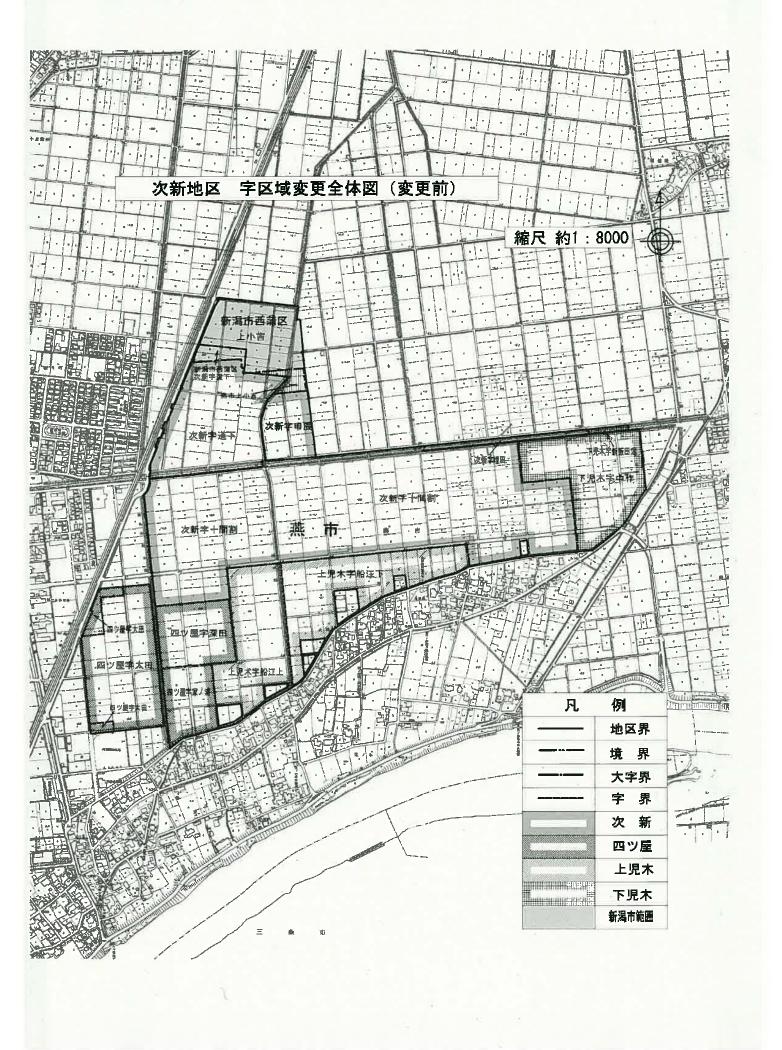
記

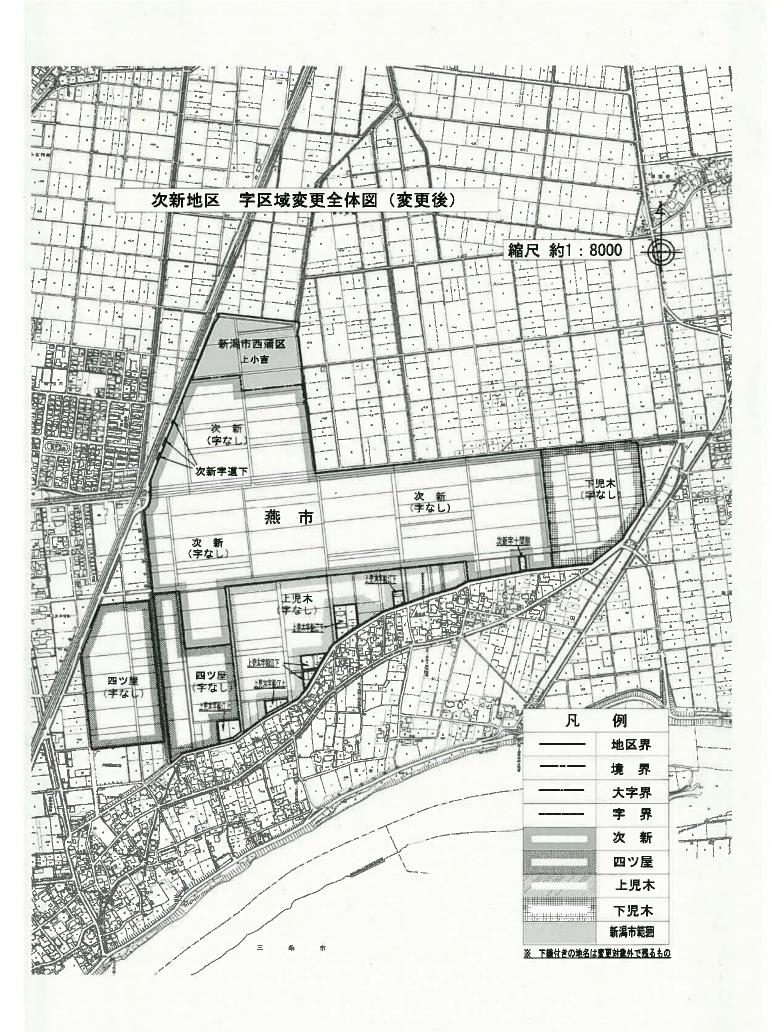
1. 事 業 名 経営体育成基盤整備事業

2. 事 業 主 体 新 潟 県

3. 地 区 名 次 新 地 区

4. 换地処分予定年月日 平成 26 年 3 月





議案第 81 号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、 平成26年3月3日から当市内別図1に示す字の区域及びその名称を別図2に 示すとおり変更する。

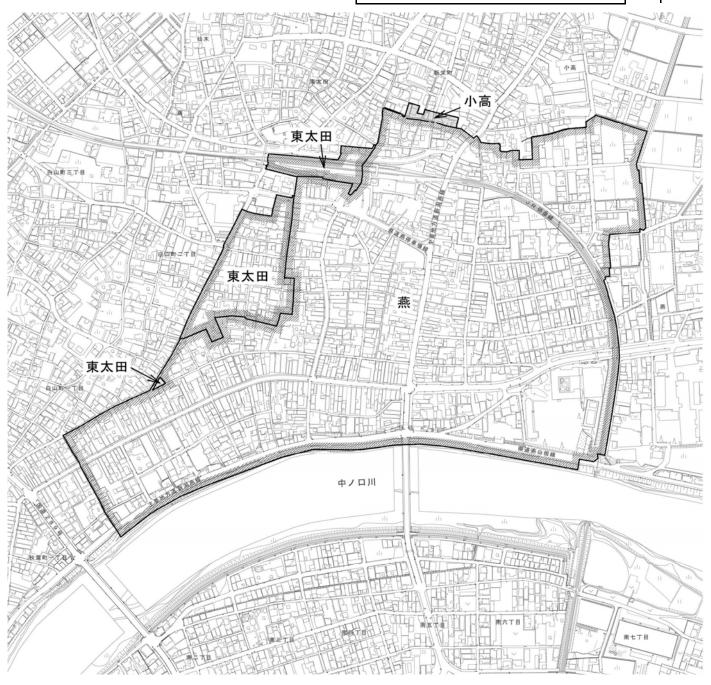
> 平成 2 5 年 9 月 1 2 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

別図 1

燕地区第五次住居表示 字区域変更全体図 (変更前)

4

縮尺 1:6,000



		凡	例			
 地	区	界			燕	
 大	字	界		東	太	田
				小		高

別図2

燕地区第五次住居表示 字区域変更全体図 (変更後)

4

縮尺 1:6,000



凡 例		例	例		宮 町		中央通三		三丁目
	地	区	界		新	町		幸	町
	大	字	界		榖	町		本町-	一丁目
					中央通	一丁目		本町二	二丁目
	仲		町		中央通	二丁目		寿	町

議案第 8 2 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道路線を認定するものとする。

平成 2 5 年 9 月 1 2 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

市道路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起	点	終	点	延長	(m)
1	中央通三丁目11号線	燕市燕字	北郷3256番58	燕市燕字北	郷3256番55		147

